

(JASDAQ・コード 7638)
平成30年6月13日

株 主 各 位

東京都中央区銀座二丁目6番3号

株式会社 NEW ART

代表取締役会長兼社長 白石 幸生

第24期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月27日（水）営業時間終了の時（午後7時）までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

- ① [郵送による議決権行使の場合] 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。
- ② [インターネットによる議決権行使の場合] 後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスし、同封の議決権行使書用紙記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従い議決権を行使してください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目11番1号
読売会館 7階「よみうりホール」
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第24期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「事業報告の会社の体制および方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://newart-ir.jp/ir/library/soukai/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://newart-ir.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

(事業の状況)

当連結会計年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用の改善を背景に緩やかな回復基調が続きました。個人消費は、緩やかな持ち直しの動きで推移しました。一方、先行きについては、アジア新興国等における経済・政策の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する状況が続いています。

このような経済状況のもと、当社グループは、当連結会計年度より、新中期経営計画「Success Road 2020」をスタートし、中長期における事業規模の拡大及び収益力の向上に向けて、国内既存事業の更なる拡大、海外展開の推進、新規事業の育成、利益を生み出す筋肉質な組織の構築を目指し、事業活動を推進しました。

当社グループは、当連結会計年度より当社を持株会社とする持株会社体制へ移行しました。持株会社体制に移行することで、各事業の責任体制の明確化を図り、事業間のシナジー効果の最大化、機動的な組織再編、戦略的な事業提携、コーポレートガバナンスの強化等、グループ各社が事業環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築することにより、更なる事業の成長及び企業価値の最大化を目指していきます。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上面では、主力のジュエリー事業に加えてアート事業も好調に推移したこと、更にはその他事業の売上が当期より新たに加わり、エステ事業の売上の減少を補ったため、売上高は143億20百万円（前期比5.6%増）となりました。利益面では、ジュエリー事業において台湾に海外初の大型店舗を新規オープンしたことにより費用が先行していること、エステ事業の売上減による利益減少及びその他事業における新規事業の立ち上げ費用が先行していることなどにより、営業利益は8億14百万円（前期比49.3%減）、経常利益は7億25百万円（前期比54.1%減）、また、ティアラ等の減損損失を実施したため、特別損失68百万円を計上し、その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は94百万円（前期比91.4%減）となりました。

当社は、当連結会計年度より、平成29年10月1日の持株会社体制への移行に向けて、グループ会社の管理体制を見直し、経営管理方針を変更しました。これに伴い、当連結会計年度より報告セグメントを従来の「ジュエリー・アート

事業」から「ジュエリー事業」及び「アート事業」の2区分に変更するとともに、「その他事業」を新たに追加し、「ジュエリー事業」「エステ事業」「アート事業」「その他事業」の4つのセグメントに変更しました。以下の前期比につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。なお、株式会社ニューアート・クレイジー、株式会社ニューアート・ウェディング※、HONG KONG NEW ART LIMITED 及び台湾新美股份有限公司の重要性が増したため、連結の範囲に含めています。

なお、当社グループは、平成30年3月6日に、当社の連結子会社であるHONG KONG NEW ART LIMITED（本社：中国・香港、代表取締役：白石幸生）を通じて、ICO（Initial Coin Offering）における新規発行トークン「ニューアートコイン（以下NAR）」の販売を開始することを決定し、新規事業の検討を開始しました。また、平成30年3月14日に、平成30年8月15日から平成30年11月20日を販売期間として、新規発行トークンの販売を行うことを決定しました。

※株式会社ニューアート・ウェディングは、平成29年10月に株式会社ニューアート・コインに、平成30年4月に株式会社ニューアート・テクノロジーに商号変更しました。

セグメントごとの状況は以下のとおりです。

①ジュエリー事業

当連結会計年度におけるジュエリー事業の売上高は97億77百万円（前期比6.8%増）、セグメント利益は15億46百万円（前期比2.4%増）となりました。

売上高につきましては、国内の集客強化に努めたことで来店客数が増加したことに加え、海外店舗が加わったことにより、前期と比べ増加しました。利益につきましては、海外事業において、平成29年6月に台北本店（台湾・台北市）を新規オープンし積極的なプロモーション活動を推進したことや今期は立ち上げフェーズであるため費用が先行していますが、国内事業が好調に推移したことによりセグメント利益は前期と比べ増加となりました。

平成30年2月に、銀座ダイヤモンドシライシ梅田店をリニューアルし、新たにエクセルコ ダイヤモンドのブランド店舗を併設した統合店舗を大阪府大阪市にオープンしました。平成30年3月末における、「銀座ダイヤモンドシライシ」の国内店舗は40店舗、海外店舗は2店舗、「エクセルコ ダイヤモンド」の国内店舗は25店舗、海外店舗は1店舗となりました。

②エステ事業

当連結会計年度におけるエステ事業の売上高は26億76百万円（前期比20.4%減）、セグメント損失は2億82百万円（前期セグメント利益86百万円）となりました。

同事業につきましては、中長期的な売上拡大及び利益率の改善を図るための

基盤づくりとして、ターゲットとする顧客層の再検討とそれに伴うサービス内容や集客内容の変更などの構造改革を推進しました。その結果、一時的に売上が低下することとなり、前期と比べ減収減益となりました。引き続き構造改革を推進することで、早期に黒字転換を目指します。

同事業の海外展開としては、台北「頂好」エリア、忠孝東路沿いの当社グループ最大の複合ビル内に「La Parler（ラ・パルレ）台北本店」を平成30年1月にオープンしました。これにより、平成30年3月末における国内店舗は26店舗、海外店舗は2店舗となります。

③アート事業

当連結会計年度におけるアート事業の売上高は14億76百万円（前期比41.9%増）、セグメント利益は75百万円（前期比52.1%増）となりました。

アート事業につきましては、第3四半期以降に、絵画取引が好調に推移したことにより、前期と比べ売上高及び利益が増加しました。

④その他事業

当連結会計年度におけるその他事業の売上高は3億92百万円、セグメント損失は1億81百万円となりました。

その他事業につきましては、第1四半期連結会計期間に非連結子会社の株式会社ニューアート・クレイジー及び株式会社ニューアート・テクノロジー（旧商号：株式会社ニューアート・コイン）を連結子会社化し、それぞれスポーツ関連事業、IT関連事業を運営しています。

これらの事業は、現在、投資・育成フェーズであるため費用が先行しており、セグメント損失を計上しました。

当社グループの販売・サービス別の売上は、以下のとおりです。

販売・サービス別売上高（連結）

（単位：千円）

セグメント の名称	販売・ サービスの 名称など	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)		
		売上高	前年同期比	構成比
ジュエリー事業	宝飾品の販売・サービス	9,776,483	6.8%	68.3%
エステ事業	エステティックサロンのサービス・物品販売	2,676,696	△20.4%	18.7%
アート事業	美術品等の販売	1,476,506	41.9%	10.3%
その他事業	ゴルフ用品の販売、結婚式場・レストランの運営及びIT関連事業等	391,156	—	2.7%
合 計		14,320,842	5.6%	100.0%

- (注) 1. 当連結会計年度より、平成29年10月1日付の持株会社体制への移行に伴い、グループ会社の管理体制を見直し、経営方針を変更しました。これにより報告セグメントを従来の「ジュエリー・アート事業」から「ジュエリー事業」及び「アート事業」の2区分に変更するとともに、「その他事業」を新たに追加し、「ジュエリー事業」「エステ事業」「アート事業」「その他事業」の4つのセグメントに変更しました。なお、前年同期比につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値と比較しています。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
 3. セグメント間の取引については、相殺消去しております。
 4. 「ジュエリー事業」は、ブライダルジュエリー販売、ウェディング送客サービス、ティアラ・レンタルサービス及びファッションジュエリー販売の売上となっています。
 5. 「エステ事業」は、エステ施術サービス、化粧品、栄養食品及び美容機器販売の売上となっています。
 6. 「アート事業」は美術品販売の売上となっています。
 7. 「その他事業」はゴルフクラブ用カーボンシャフトの製造、ゴルフ用品の販売、結婚式場・レストランの運営及びIT関連事業による売上となっています。

(2) 今後の経営方針ならびに対処すべき課題 (次期の見通し)

当社は、平成29年10月1日に持株会社体制に移行しました。持株会社体制に移行することで、各事業の責任体制の明確化を図り、事業間のシナジー効果の最大化、機動的な組織再編、戦略的な事業提携、コーポレートガバナンスの強化等、グループ各社が事業環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築することで、更なる事業の成長及び企業価値の最大化を目指していきます。

当社は、新中期経営計画「Success Road 2020」(平成30年3月期から平成32年3月期)を策定し、その初年度である当期につきましては、中国(上海市)、台湾(台北市)等アジアにおける事業展開を本格的に推進しました。当期は海外展開における費用が先行して連結利益の減少要因となりましたが、次期においては、海外事業の集客力を強化し、売上の向上に努め、黒字化に向けた取り組みを推進いたします。国内及び海外双方の事業展開により、高い成長を実現してまいります。

国内既存事業の更なる拡大、海外展開の推進、新規事業の育成、利益を生み出す筋肉質な組織の構築を図ることで、売上高を拡大し、売上高営業利益率20%の実現を目指していきます。

ジュエリー事業につきましては、将来の事業展開を見据えた、積極的なマーケティング活動及びブランドのイメージ強化に加えて、店舗営業力の強化に取り組んできました。次期につきましては、国内店舗の業績向上に一層注力し、新規出店のみならず、既存店の統廃合も推進してまいります。

エステ事業につきましては、中期的な売上の拡大及び収益性の向上を図るため、構造改革を推し進めています。お客様のニーズにあった新しい商品やサービスの開発を推進し、化粧品や栄養食品等の物販商品の販売強化を図ります。さらに、ジュエリー事業と同様に、海外展開を進めることで、新たな顧客層の掘り起こしにも注力いたします。

アート事業につきましては、現在行なっている美術品の販売に加えて、新たな事業を開始することを検討しており、現在、準備を進めております。

新規事業につきましては、将来のグループの成長を加速させるために、重要な投資として考えて、事業の再構築を進めています。

スポーツ関連事業につきましては、ゴルフ製品の国内市場の強化に加えて、海外にファンが多いことより、海外の販売ルートの開拓を進めています。また、製造部門の強化、新製品の開発を積極的に行っていきます。

ウェディング、レストラン事業につきましては、運営方法を見直し、他社による運営に変更し、手数料収入による新たな経営方法で、確実に利益の出る業態へと転換します。

IT関連事業は、今後大きな収益を生み出す可能性のある分野です。こちら

については、ある程度の投資が必要となりますが、早期に事業化をはかり、大きな利益部門となるべく、運営しております。

以上の結果、当社グループの平成31年3月期の連結業績予想は、売上高148億円（前期比3.3%増）、営業利益12億5千万円（前期比53.5%増）、経常利益12億1千万円（前期比66.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益6億8千万円（前期比621.8%増）を見込んでいます。

(目標とする経営指標)

当社は、株主利益及び企業価値の最大化という観点から事業規模の拡大と収益力の向上に取り組んでおります。収益力の指標としては営業利益率を重視しており、売上原価率を低く抑えながら売上増をはかり、営業利益率20%の早期実現を目指します。また、株主重視の観点から1株当たり当期純利益（EPS）と自己資本当期純利益率（ROE）の向上を意識した経営を行ってまいります。

(中長期的な会社の経営戦略)

当社は以下の戦略により、持続的成長による株主利益及び企業価値の最大化を目指します。

- ① 当社は、婚約指輪・結婚指輪などのブライダルジュエリー事業に集中・特化する経営によって成長を果たしてきました。今後も当社ブランド（銀座ダイヤモンドシライシ、エクセルコダイヤモンド）の更なる浸透と価値の向上をはかるために集客、商品、接客品質の向上に努めることで、ブライダルジュエリー市場でのシェア拡大を目指します。同時に、現在進めているエステ事業、アート事業の改革及びそれ以外の新規事業へのアプローチを積極的に進め、ブライダルジュエリー事業と同レベルもしくはそれ以上の売上や利益が確保できる体制の実現を目指し、複数事業化による、安定した経営及びグループ間での相乗効果が発揮できる企業体制の構築を進めています。当社は、平成29年10月1日に持株会社体制に移行しました。持株会社体制に移行することで、各事業の責任体制の明確化を図り、事業間のシナジー効果の最大化、機動的な組織再編、戦略的な事業提携、コーポレートガバナンスの強化等、グループ各社が事業環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築し、更なる事業の成長及び企業価値の最大化を目指してまいります。
- ② 店舗政策については、採算ベースを意識した店作りを意図して、優良物件情報の収集を行い、独自の出店基準により、高い収益が見込める店舗展開を海外を含めグローバルな視点で行ってまいります。既存店舗においては、店舗の収益性を重視し、不採算店舗の運営体制については厳格な基準を設けて、移転・退店・統合も速やかに進め、効率の良い店舗ネットワークを

構築していきます。

- ③ 当社は、現在の顧客層を拡大させ、より広範囲なお客様への訴求が可能な商品・サービスを提供できる体制作りにも取り組んでいます。

具体的には、現在の顧客層に対するさまざまな新商品・新サービスの提供及び海外も含めた新しい消費者層に訴求する当社の商品・サービスの提供を考えています。

どちらの施策も現在の事業を強化するものであり、これを発展、拡張することによって、より強い企業体質を構築することが可能となります。

(会社の対処すべき課題)

- ① 当社は、適時開示体制及び内部管理体制の強化を最重要課題の一つとして位置付けており、より強固な企業統治の構築を目指します。
- ② 集客については、広告媒体や手法が時間の経過によって効果の低下などの変化がおこる可能性があります。現在は、従来集客の中心に置いていたブライダル情報誌、提携先からの紹介以外にインターネットによる集客やSNSなど新しいメディアでの集客にも取り組んでいます。全ての集客方法のパフォーマンスを冷静に俯瞰し、バランスの良い広告スタイルを常に考えてまいります。費用対効果を見据えた運営を心がけ、経費配分を効率的に行うことで確実性の高い集客戦略を進め、全体的な集客増を実現することを目指しています。
- ③ 現在の不採算部門の処理については、適宜検討していますが、今後、市場環境の変化等により新たな不採算部門が発生することも考えられます。引き続き、期限や指標を明確化し、速やかな決断を心がけ、曖昧な出店計画や店舗継続を防止することで、採算効率を重視した事業計画に立脚した店舗出店及び新規事業計画を実現いたします。
- ④ ジュエリーブランドを展開する企業にとっては商品開発が重要であり、またそのブランド力向上にとって重要な要素であります。新しいデザイン開発のため従来の社内デザイナーによる商品開発に加えて、様々な分野の優れたアーティストにデザイン開発を依頼しています。今までにない新しい商品の開発を異分野の作家と協力して進めることで、より幅広い顧客層へのアプローチを実現いたします。
- ⑤ 従来、商品の値引き販売により、利益の低下を生むという課題がありました。現在は、商品の魅力向上や販売部門への教育・指導と意識向上により、過度な値引きを極力削減するとともに、お客様からのヒアリング強化による適切な商品提案を心がけ、顧客満足度の向上による販売単価の上昇に努めています。
- ⑥ 当社が始めたセミオーダーによるブライダルジュエリー専門店での販売

というビジネスモデルは、非常に効果的な仕組みであったため、開業時より発展・成長してきました。しかしながら、現在、多くの企業がこのビジネスモデルによる営業をしています。また市場は飽和状態にあり、新規性という点では薄れています。

当社としては、今後もブライダルジュエリーをより魅力的なものにしていくための施策を実施していくとともに、ブライダル以外のジュエリーの開発も進め海外も含めた、より多くのお客様にアピールできる体制作りを進めています。

- ⑦ エステ事業においては、人員増減に業績が左右される側面があります。新規採用の促進と職場環境の改善や仕事に対するロイヤリティの向上などの施策を実施し、離職者の低減化を図り、人員減を抑えるための施策を行っています。また施術による売上に加えて化粧品等の物販売上を伸ばすことで利益率を向上し、経営の安定化を図っていきます。
- ⑧ アート事業については、ギャラリー開設から3年が経過しましたが、この間に様々なアーティストの作品の紹介、そして販売を進めてきました。高額商品であるため販売員の育成と魅力的な作品の仕入実現が課題であり、今後も研修による販売員のレベル向上と世界的に人気の高い作家の作品を仕入れて、販売体制の更なる強化を図っていきます。
- ⑨ 当社は、既存事業に加え、新規分野にも積極的な事業展開を推進するため、持株会社体制に移行しました。新規事業を育成、成長させることで、当社グループの中長期的な企業価値の拡大を目指していきます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資は総額6億87百万円で、店舗の新設、移転などを実施いたしました。店舗の新設、移転等の状況は以下のとおりです。

(ジュエリー事業)

新 設	銀座ダイヤモンドシライシ	台 北 本 店	(台湾台北市)
	銀座ダイヤモンドシライシ	新 潟 本 店	(新潟県新潟市)
	銀座ダイヤモンドシライシ	長崎ハマクロス411店	(長崎県長崎市)
	エクセルコ ダイヤモンド	熊 本 店	(熊本県熊本市)
	エクセルコ ダイヤモンド	新 潟 本 店	(新潟県新潟市)
	エクセルコ ダイヤモンド	台 北 本 店	(台湾台北市)
	エクセルコ ダイヤモンド	長崎ハマクロス411店	(長崎県長崎市)
	エクセルコ ダイヤモンド	長 野 店	(長野県長野市)
	エクセルコ ダイヤモンド	松 本 店	(長野県松本市)
	エクセルコ ダイヤモンド	梅 田 店	(大阪府大阪市)
移 転	銀座ダイヤモンドシライシ	梅 田 店	(大阪府大阪市)

(エステ事業)

新 設	ラ ・ パ ル レ	台 北 本 店	(台湾台北市)
-----	-----------	---------	---------

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、社債または新株式の発行などによる資金調達は行っていません。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

期別 項目	第21期 (平成27年3月期)	第22期 (平成28年3月期)	第23期 (平成29年3月期)	第24期 (当連結会計年度 平成30年3月期)
売 上 高	8,306,651	12,752,204	13,556,170	14,320,842
経 常 利 益	72,099	1,759,016	1,579,680	725,113
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	129,364	1,301,582	1,094,941	94,205
1株当たり当期純利益	0.51円	3.92円	3.29円	0.29円
総 資 産	8,351,098	10,766,189	13,304,949	13,852,088
純 資 産	4,592,577	5,898,127	6,981,101	6,654,641
1株当たり純資産	13.82円	17.74円	21.00円	20.42円

- (注) 1. 当連結会計年度の売上高は143億20百万円と前期と比較して7億64百万円（前期比5.6%）の増加となり、親会社株主に帰属する当期純利益は94百万円と前期と比較し10億円（前期比91.4%）の減少となりました。
2. 当社は平成26年9月3日付でライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）にもとづく新株予約権の株主割当を行い、当該新株予約権の払込が完了しております。ライツ・オフアリングにもとづく払込金額は時価よりも低いため、第21期の期首に当該ライツ・オフアリングにもとづく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ニューアート・シーマ	100百万円	100.00%	ブライダルジュエリーの製造・販売
Israel Shiraishi, Ltd.	1,000イスラエルシケル	100.00%	ダイヤモンドの仕入
株式会社ニューアート・ラ・パルレ	90百万円	100.00%	エステティックサロンの運営
株式会社ニューアート・クレイジー	11百万円	100.00%	ゴルフ用品の製造・販売
株式会社ニューアート・フィンテック	2,052百万円	100.00%	美術品の販売・金融事業
株式会社ニューアート・コイン (旧商号：株式会社ニューアート・ウェディング)	10百万円	50.00%	IT関連事業
HONG KONG NEW ART LIMITED	2百万香港ドル	100.00%	海外子会社の管理
台湾新美股份有限公司	2,888万台湾ドル	100.00%	ブライダルジュエリー等の販売
台湾帕蕾拉有限公司	300万台湾ドル	100.00%	エステティックサロンの運営

- (注) 1. 当社の出資比率には間接保有分を含んでおります。
2. 当社は平成29年10月1日付でジュエリー・アート事業に関して有する権利義務の一部を当社の100%子会社である株式会社ニューアート・シーマに承継させ、持株会社体制へ移行しました。
3. 当連結会計年度より、株式会社ニューアート・クレイジー、株式会社ニューアート・コイン、HONG KONG NEW ART LIMITED及び台湾新美股份有限公司の重要性が増したため、連結の範囲に含めています。また、平成30年1月に台湾帕蕾拉有限公司を新たに設立したため、連結の範囲に含めています。
4. 株式会社ニューアート・フィンテックは平成30年4月に資本金を100百万円に減資しました。
5. 株式会社ニューアート・ウェディングは、平成29年10月に株式会社ニューアート・コインに商号変更しました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計 (千円)	当社の総資産額 (千円)
株式会社ニューアート・シーマ	東京都中央区銀座一丁目15番2号	3,188,004	12,009,627
株式会社ニューアート・フィンテック	東京都中央区銀座一丁目15番2号	4,055,157	12,009,627

(7) 主要な事業内容

以下の事業等の運営及びこれらを営む国内外子会社の経営管理

- ① ジュエリー事業（婚約及び結婚指輪の販売、結婚式の紹介、ダイヤモンド・ティアラのレンタルサービス、ファッションジュエリーの販売）
- ② エステ事業（エステティックサロンの運営、化粧品、美容機器の販売）
- ③ アート事業（美術品の仕入・販売）
- ④ その他事業（ゴルフ用品の販売、ウェディング事業、IT関連事業等）

(8) 主要な事業所

① 当社

本社 東京都中央区

② 株式会社ニューアート・シーマ

本社 東京都中央区

銀座ダイヤモンドシライシ

銀座本店	東京都中央区	仙台店	宮城県仙台市
心斎橋本店	大阪府大阪市	金沢店	石川県金沢市
名古屋店	愛知県名古屋市	名古屋ユニモール店	愛知県名古屋市
福岡店	福岡県福岡市	松山店	愛媛県松山市
横浜モアーズ店	神奈川県横浜市	新宿店	東京都新宿区
立川店	東京都立川市	京都店	京都府京都市
広島店	広島県広島市	ホテルテラスガーデン水戸店	茨城県水戸市
静岡店	静岡県静岡市	長野野店	長野県長野市
札幌時計台店	北海道札幌市	横浜元町店	神奈川県横浜市
岡山店	岡山県岡山市	松本店	長野県松本市
小倉店	福岡県北九州市	梅田店	大阪府大阪市
宇都宮店	栃木県宇都宮市	姫路店	兵庫県姫路市
千葉店	千葉県千葉市	神戸三宮店	兵庫県神戸市
大宮店	埼玉県さいたま市	柏店	千葉県柏市
富山店	富山県富山市	沼津店	静岡県沼津市
浜松店	静岡県浜松市	福井店	福井県福井市
高松店	香川県高松市	軽井沢店	長野県軽井沢町
高崎店	群馬県高崎市	町田マルイ店	東京都町田市
熊本店	熊本県熊本市	盛岡店	岩手県盛岡市

新潟	新潟県新潟市	ハマクロス長崎411店	長崎県長崎市
エクセルコ	ダイヤモンド		
東京本店	東京都中央区	静岡岡店	静岡県静岡市
神戸店	兵庫県神戸市	青山店	東京都港区
名古屋店	愛知県名古屋市	盛岡店	静岡県盛岡市
横浜店	神奈川県横浜市	みなとみらい店	神奈川県横浜市
大阪店	大阪府大阪市	金沢店	石川県金沢市
小倉店	福岡県北九州市	広島店	広島県広島市
ヒルトン福岡シーホーク店	福岡県福岡市	熊本店	熊本県熊本市
宇都宮店	栃木県宇都宮市	新潟店	新潟県新潟市
高崎店	群馬県高崎市	長崎ハマクロス411店	長崎県長崎市
京都店	京都府京都市	長野野店	長野県長野市
浜松店	静岡県浜松市	松本店	長野県松本市
大宮店	埼玉県さいたま市	梅田店	大阪府大阪市
仙台店	宮城県仙台市		
③	Israel Shiraishi, Ltd.		
本社	社 イスラエルテルアビブ		
④	株式会社ニューアート・ラ・パルレ		
本社	社 東京都中央区		
トレーニングセンター			
梅田	大阪府大阪市		
銀座	東京都中央区		
ラ・パルレ			
静岡岡店	静岡県静岡市	京都越店	京都府京都市
浜松店	静岡県浜松市	川越店	埼玉県川越市
吉祥寺店	東京都武蔵野市	錦糸町店	東京都墨田区
自由が丘店	東京都目黒区	広島店	広島県広島市
池袋店	東京都豊島区	天神店	福岡県福岡市
横浜店	神奈川県横浜市	札幌店	北海道札幌市
千葉店	千葉県千葉市	新宿店	東京都新宿区
大宮店	埼玉県さいたま市	神戸三宮店	兵庫県神戸市
立川店	東京都立川市	天王寺店	大阪府阿倍野区
赤羽店	東京都北区	松本店	長野県松本市
町田店	東京都町田市	柏店	千葉県柏市
名古屋駅前店	愛知県名古屋市	北山店	東京都足立区
梅田店	大阪府大阪市	富山店	富山県富山市

- ⑤ 株式会社ニューアート・クレイジー
 本 社 東京都中央区
 CRAZY
 足 立 店 東京都足立区
 福 岡 店 福岡県福岡市
- ⑥ 株式会社ニューアート・フィンテック
 本 社 東京都中央区
 ニューアート・ラボ 東京都中央区
- ⑦ 株式会社ニューアート・テクノロジー
 本 社 東京都千代田区
- ⑧ HONG KONG NEW ART LIMITED
 本 社 香港黄竹坑
- ⑨ 台湾新美股份有限公司
 本 社 台湾台北市
 GINZA DIAMOND SHIRAIISHI
 台 北 本 店 台湾台北市
 EXELCO DIAMOND
 台 北 本 店 台湾台北市
- ⑩ 台湾帕蕾拉有限公司
 本 社 台湾台北市
 La Parler
 台 北 本 店 台湾台北市

(9) 主要な借入先

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
株式会社 みずほ銀行	1,056,800
株式会社 三井住友銀行	522,999
株式会社 りそな銀行	400,000
株式会社 愛媛銀行	250,002
株式会社 高知銀行	233,360

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
662名	61名増

(注) 上記従業員数に契約社員は含まれていません。(尚契約社員数は、43名です。)

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
50名	313名減	42.0才	3年8ヶ月

(注) 1. 上記従業員には契約社員は含まれていません。(なお、契約社員数は、3名です。)
2. 当社は平成29年10月1日付で会社分割により持株会社体制へ移行したことにより、前期末に比べ当社の従業員数が313名減少、平均年令が11.2才上昇、平均勤続年数が6ヶ月減少しておりますが、これらの従業員はグループ各社に転籍しております。

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は平成29年10月1日付でジュエリー・アート事業に関して有する権利義務の一部を当社の100%子会社である株式会社ニューアート・シーマに承継させ、持株会社体制へ移行しました。

(12) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 700,000,000株
(2) 発行済株式の総数 332,527,514株 (自己株式6,581,254株を含む。)
(3) 株主数 33,116名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
白石幸生	66,520 ^{千株}	20.40 [%]
株式会社 ホワイトストーン	29,241	8.97
白石勝代	26,260	8.05
白石栄	20,200	6.19
株式会社 ベルコ	11,524	3.53
小田明	6,408	1.96
丹下博文	5,900	1.81
加勢正浩	4,450	1.36
日本証券金融株式会社	2,653	0.81
尾瀨要児	2,078	0.63

(注) 当社は自己株式6,581,254株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、取締役会決議に基づき、当事業年度中に次のとおり自己株式を取得しました。

①平成29年5月29日から6月1日までに取得した自己株式

取得した株式の総数 3,245,500株

取得価額の総額 99,997,600円

②平成29年6月26日から7月3日までに取得した自己株式

取得した株式の総数 3,225,100株

取得価額の総額 99,996,900円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および 重要な兼職の状況
* 取締役会長兼社長	白 石 幸 生	株式会社ニューアート・フィンテック代表取締役 HONG KONG NEW ART LIMITED 董事 株式会社ニューアート・シーマ取締役 株式会社ニューアート・クレイジール取締役 株式会社ニューアート・テクノロジー代表取締役
取 締 役	萩 原 利 博	株式会社ニューアート・クレイジール代表取締役
取 締 役	松 橋 英 一	株式会社ニューアート・フィンテック監査役 株式会社ニューアート・テクノロジー取締役
取 締 役	妙 見 聡 子	株式会社ニューアート・シーマ取締役 株式会社ニューアート・ラ・パルレ取締役
取 締 役	山 根 裕 一 郎	株式会社ニューアート・クレイジール取締役
常 勤 監 査 役	奥 村 彰 男	株式会社ニューアート・シーマ監査役 株式会社ニューアート・ラ・パルレ監査役
監 査 役	高 井 章 光	株式会社ニューアート・シーマ監査役 株式会社ニューアート・ラ・パルレ監査役
監 査 役	永 田 金 司	株式会社ニューアート・シーマ監査役 株式会社ニューアート・ラ・パルレ監査役
監 査 役	荒 井 昭	株式会社ニューアート・シーマ監査役 株式会社ニューアート・ラ・パルレ監査役

- (注) 1. *印は代表権を有する取締役です。
2. 取締役のうち妙見聡子、山根裕一郎の両氏は社外取締役です。
3. 監査役のうち奥村彰男、高井章光、永田金司、荒井昭の4氏は、社外監査役です。
4. 監査役奥村彰男氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役高井章光氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役永田金司氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役山根裕一郎、監査役奥村彰男、永田金司、荒井昭の4氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
8. 当期中の取締役および監査役の異動
平成29年6月29日開催の第23期定時株主総会において新たに萩原利博、妙見聡子、山根裕一郎の3氏が取締役に、奥村彰男、高井章光、永田金司、荒井昭の4氏が監査役に、それぞれ就任いたしました。
平成29年6月29日開催の第23期定時株主総会終結のときをもって、取締役白石哲也、高橋宗潤、泉拓磨、原大輔、御船真由子、石田祐子、ジャン・ポール・トルコウスキー、リオール・クンスラーの8氏は任期満了により取締役に、監査役吉川秀雄、妙見聡子の両氏は任期満了により監査役を、監査役山根裕一郎氏は辞任により監査役を、それぞれ退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等

取 締 役	10名	17,903千円	(うち社外 2名 1,800千円)
監 査 役	7名	8,506千円	(うち社外 6名 7,066千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成6年9月12日開催の臨時株主総会において年額3億円以内と決議いただいています。
2. 監査役の報酬限度額は、平成6年9月12日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議いただいています。
3. 取締役のうち3名は無報酬の取締役です。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当社での主な活動状況
取締役	妙見聡子	該当事項はありません。	社外取締役就任後開催の取締役会12回のうち11回参加し、企業経営者としての経験から適宜発言をおこない、決議に参加しています。
取締役	山根裕一郎	該当事項はありません。	社外取締役就任後開催の取締役会12回のうち10回参加し、企業経営者としての経験から適宜発言をおこない、決議に参加しています。

② 監査役

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当社での主な活動状況
監査役	奥村彰男	該当事項はありません。	社外監査役就任後開催の監査役会10回の全てに参加して監査結果について発言しています。また、社外監査役就任後開催の取締役会12回の全てに参加し、意見を表明しています。
監査役	高井章光	該当事項はありません。	社外監査役就任後開催の監査役会10回のうち8回参加して監査結果について発言しています。また、社外監査役就任後開催の取締役会12回のうち9回参加し、意見を表明しています。
監査役	永田金司	該当事項はありません。	社外監査役就任後開催の監査役会10回のうち8回参加して監査結果について発言しています。また、社外監査役就任後開催の取締役会12回のうち10回参加し、意見を表明しています。
監査役	荒井昭	該当事項はありません。	社外監査役就任後開催の監査役会10回の全てに参加して監査結果について発言しています。また、社外監査役就任後開催の取締役会12回のうち10回参加し、意見を表明しています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき、社外監査役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任については、監査役職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わない。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	9,778,491	流動負債	5,962,786
現金及び預金	1,282,476	支払手形及び買掛金	230,000
受取手形及び売掛金	1,557,414	短期借入金	2,828,799
商品及び製品	6,543,571	1年内返済予定の長期借入金	584,780
仕掛品	64,743	リース債務	23,233
原材料及び貯蔵品	137,109	未払金及び未払費用	739,592
前払費用	145,182	前受金	887,598
未収還付法人税	42,914	未払法人税等	437,796
未収消費税	146,756	未払消費税	155,553
繰延税金資産	42,602	その他	75,432
その他	38,277	固定負債	1,234,660
貸倒引当金	△222,557	長期借入金	881,063
固定資産	4,073,597	リース債務	86,215
有形固定資産	2,089,828	退職給付に係る負債	185,906
建物及び構築物	985,616	その他	81,475
機械及び装置	7,426	負債合計	7,197,447
工具、器具及び備品	870,023	純資産の部	
リース資産	111,436	株主資本	6,645,262
建設仮勘定	115,325	資本金	2,617,252
その他	0	資本剰余金	2,376,153
無形固定資産	466,109	利益剰余金	1,853,954
のれん	376,894	自己株式	△202,098
その他	89,215	その他の包括利益累計額	9,278
投資その他の資産	1,517,658	為替換算調整勘定	9,278
投資有価証券	48,674	非支配株主持分	100
敷金及び保証金	1,117,287	純資産合計	6,654,641
繰延税金資産	15,862	負債純資産合計	13,852,088
その他	414,891		
貸倒引当金	△79,057		
資産合計	13,852,088		

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,320,842
売 上 原 価		5,775,891
売 上 総 利 益		8,544,950
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,730,496
営 業 利 益		814,454
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	562	
受 取 保 険 金	646	
不 正 事 故 損 失 回 収 益	560	
そ の 他	1,515	3,283
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38,587	
為 替 差 損	36,614	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,071	
そ の 他	5,350	92,624
経 常 利 益		725,113
特 別 損 失		
減 損 損 失	68,602	
そ の 他	0	68,602
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		656,510
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	522,439	
法 人 税 等 調 整 額	39,865	562,305
当 期 純 利 益		94,205
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		94,205

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,617,252	2,376,152	1,993,111	△2,074	6,984,441
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			94,205		94,205
連結範囲の変動			△233,361		△233,361
自己株式の処分		1		7	8
自己株式の取得				△200,030	△200,030
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	1	△139,156	△200,023	△339,178
当 期 末 残 高	2,617,252	2,376,153	1,853,954	△202,098	6,645,262

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△3,339	△3,339	—	6,981,101
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属 する当期純利益				94,205
連結範囲の変動				△233,361
自己株式の処分				8
自己株式の取得				△200,030
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	12,618	12,618	100	12,718
当期変動額合計	12,618	12,618	100	△326,460
当 期 末 残 高	9,278	9,278	100	6,654,641

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月31日

株式会社NEW ART
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 若 槻 明 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鹿 目 達 也 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NEW ARTの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NEW ART及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,035,414	流動負債	4,047,802
現金及び預金	469,067	買掛金	48,678
売掛金	105,938	短期借入金	2,805,800
商品及び製品	268,973	1年内返済予定の長期借入金	584,780
原材料及び貯蔵品	1,465	未払金	4,105
関係会社短期貸付金	134,258	関係会社未払金	15,293
繰延税金資産	5,443	関係会社預り金	359,354
その他	50,267	未払費用	16,789
固定資産	10,974,213	未払法人税等	54,553
有形固定資産	376,620	前受金	137,138
建物及び構築物	224,553	その他	21,308
工具、器具及び備品	152,067	固定負債	947,049
その他	0	長期借入金	881,063
無形固定資産	6,908	退職給付引当金	23,256
その他	6,908	その他	42,728
投資その他の資産	10,590,684	負債合計	4,994,851
関係会社株式	8,605,261	純資産の部	
関係会社長期貸付金	1,055,734	株主資本	7,014,776
長期貸付金	3,000	資本金	2,617,252
関係会社長期立替金	730,468	資本剰余金	2,376,153
敷金及び保証金	275,748	資本準備金	2,376,152
繰延税金資産	3,086	その他資本剰余金	1
その他	418	利益剰余金	2,223,469
貸倒引当金	△83,032	利益準備金	23,531
資産合計	12,009,627	その他利益剰余金	2,199,938
		別途積立金	300,000
		繰越利益剰余金	1,899,938
		自己株式	△202,098
		純資産合計	7,014,776
		負債純資産合計	12,009,627

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,617,409
売 上 原 価	1,581,237
売 上 総 利 益	4,036,171
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,296,689
営 業 利 益	739,482
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	14,616
そ の 他	1,132
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	37,590
為 替 差 損	52,222
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	80,032
そ の 他	3,708
経 常 利 益	173,554
特 別 損 失	
子 会 社 株 式 評 価 損	36,330
税 引 前 当 期 純 利 益	581,676
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	150,414
法 人 税 等 調 整 額	70,628
当 期 純 利 益	324,302

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	2,617,252	2,376,152	—	2,376,152	23,531	300,000	1,575,635
当 期 変 動 額							
当期純利益							324,302
自己株式の取得							
自己株式の処分			1	1			
当期変動額合計	—	—	1	1	—	—	324,302
当 期 末 残 高	2,617,252	2,376,152	1	2,376,153	23,531	300,000	1,899,938

	株 主 資 本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	1,899,166	△2,074	6,890,496	6,890,496
当 期 変 動 額				
当期純利益	324,302		324,302	324,302
自己株式の取得		△200,030	△200,030	△200,030
自己株式の処分		7	8	8
当期変動額合計	324,302	△200,023	124,280	124,280
当 期 末 残 高	2,223,469	△202,098	7,014,776	7,014,776

独立監査人の監査報告書

平成30年5月31日

株式会社NEW ART
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 若 槻 明 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鹿 目 達 也 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NEW ARTの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月31日

株式会社NEW ART 監査役会

常勤監査役（社外） 奥 村 彰 男 ㊟
社 外 監 査 役 高 井 章 光 ㊟
社 外 監 査 役 永 田 金 司 ㊟
社 外 監 査 役 荒 井 昭 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第24期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元に留意しつつ、当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案し、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき0.3円 総額 97,783,878円

(3)剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 当社グループは平成29年10月1日をもって持株会社体制へ移行いたしました。当社の持株会社としての役割を明確にすべく、第1条（商号）の変更を行うものです。
- ② 当社グループの新規事業展開に対応するため、第2条（目的）の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、株式会社NEW ARTと称し、英文では、NEW ART Co., Ltd.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社NEW ART HOLDINGSと称し、英文では、NEW ART HOLDINGS Co., Ltd.と表示する。
(目的) 第2条 (条文省略) 1.~23. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) 24. 前各号に関連する一切の業務 (新設)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1.~23. (現行どおり) 24. IT関連事業 25. 投資業 26. IT関係のコンサルティング業務 27. 各種セミナー、イベントおよびシンポジウムの企画・運営・開催 28. 前各号に関連する一切の業務 附則 第1条 (商号) の変更は、平成30年10月1日から実施する。なお、本附則は第1条の変更の効力発生後、削除されるものとする。

第3号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員（5名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、今後の経営事業拡大のため2名増員し、下記7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	しら いし ゆき お 白石 幸生 (昭和19年12月18日)	昭和42年4月 ギャラリー白石 (現Whitestone Gallery Co., Ltd.) 創業 平成6年9月 株式会社ダイヤモンド シライシ (現 株式会 社NEW ART) 創業 平成26年6月 当社代表取締役会長 平成27年4月 当社代表取締役会長兼社長 平成28年6月 当社代表取締役会長 平成28年7月 当社取締役会長 平成28年11月 HONG KONG NEW ART LIMITED 董事 (現任) 平成29年4月 株式会社ニューアー ト・フィンテック代 表取締役 (現任) 平成29年6月 当社代表取締役会長 兼社長 (現任) 平成29年6月 株式会社ニューアー ト・シーマ取締役 (現任) 平成29年6月 株式会社ニューアー ト・クレイジー取締 役 (現任) 平成29年11月 株式会社ニューアー ト・テクノロジー代 表取締役 (現任)	66,520 千株	(注3)

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
2	はぎ わら とし ひろ 萩原利博 (昭和23年5月29日)	昭和46年4月 株式会社第一銀行入行 平成12年7月 株式会社根本特殊科学 出向 同社取締役 平成15年5月 株式会社みずほ銀行 退職 平成15年5月 株式会社根本特殊科学 に転籍 平成19年7月 同社監査役 平成20年5月 株式会社TNテクノス 代表取締役 平成21年7月 株式会社根本特殊科学 顧問 平成22年7月 同退任 平成29年6月 当社取締役(現任) 平成29年6月 株式会社ニューア ート・クレイジー代表 取締役(現任)	一千株	なし
3	※ よし もり あきら 吉森章 (昭和24年1月29日)	昭和47年4月 住友化学工業株式会 社入社 平成8年3月 同社退職 平成8年4月 日本アーンストアンド ヤングコンサルティン グ株式会社入社 平成15年2月 同社退職 平成15年3月 Lush Inc. 副社長兼 株式会社ラッシュジ ャパン社長就任 平成16年11月 同退任 平成18年11月 株式会社コトブキ入社 同社取締役就任 平成27年4月 コトブキホールディ ング株式会社代表 取締役社長兼コトブ キシーティング株式 会社専務取締役就任 平成29年4月 同退任 平成30年3月 当社入社 経営企画本 部(現任)	一千株	なし

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	まつ 橋 英 一 (昭和31年10月1日)	昭和54年3月 株式会社白子入社 平成4年9月 同社退職 平成4年10月 株式会社松橋製作所 取締役 平成12年7月 同社取締役退任 平成12年7月 株式会社ギャラリー 白石入社 平成12年12月 同社退職 平成13年1月 当社入社 総務課マネージャー 平成15年9月 執行役員総務部長 平成24年7月 執行役員管理統括 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成29年4月 株式会社ニューアー ト・フィンテック監 査役(現任) 平成29年6月 株式会社ニューアー ト・テクノロジー取 締役(現任)	1千株	なし
5	みょう けん さと こ 妙見聡子 (昭和43年3月6日)	平成3年9月 California Tours入社 平成4年8月 同社退職 平成5年4月 株式会社三鈴エー ジェンシー入社 平成20年8月 同社代表取締役(現 任) 平成25年6月 株式会社三鈴取締 役(現任) 平成25年6月 当社監査役 平成29年6月 当社監査役退任 当社取締役(現任) 平成29年6月 株式会社ニューアー ト・シーマ取締 役(現任) 平成29年6月 株式会社ニューアー ト・ラ・パルレ取 締役(現任)	一千株	なし

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
6	やまね ゆういち ろう 山根裕一郎 (昭和50年10月1日)	平成12年2月 合資会社天佑設立代表社員 平成19年6月 当社監査役 平成29年6月 当社監査役退任 当社取締役(現任) 平成29年6月 株式会社ニューアート・フレイジー取締役(現任)	一千株	なし
7	※ たか はし き せい 高橋紀成 (昭和40年9月6日)	平成3年4月 電通外向 PRディレクター 平成7年7月 株式会社シー・アイ・エー設立代表取締役 平成21年7月 株式会社風土常務取締役エグゼクティブディレクター兼会長室長(現任)	一千株	なし

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者のうち、萩原利博、吉森章、松橋英一、妙見聡子、山根裕一郎及び高橋紀成の6氏と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 候補者の白石幸生氏が自己の計算において議決権の過半数を所有する株式会社ホワイトストーンおよびWhitestone Gallery Company Ltd.と当社の間には美術品売買の取引があります。
4. 候補者のうち妙見聡子、山根裕一郎及び高橋紀成の3氏は社外取締役候補者であります。また妙見聡子及び山根裕一郎の両氏は過去に当社の監査役でありました。なお、当社は山根裕一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外取締役候補者についての事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由について
妙見聡子氏、山根裕一郎氏は長期に亘り社外監査役及び社外取締役として当社の経営に関与いただいております。今後も両氏の広告制作会社の経営者としての経験を活かしながら当社グループの事業運営に貢献していただきたいと考えております。
また、高橋紀成氏はPRディレクターとしての経験、海外業務についての経験を活かし、当社グループの事業運営に貢献していただきたいと考えております。
- (2) 社外取締役に就任してからの年数について
妙見聡子氏及び山根裕一郎氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は定款で責任限定契約を締結できる旨を定めておりますが、現時点では社外取締役と責任限定契約を締結する予定はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役奥村彰男及び永田金司の両氏は本総会終結のときをもって辞任により退任いたします。つきましては、奥村彰男氏の補欠として下記1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その任期は当社定款の定めにより退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
よし かわ ひで お 吉川 秀雄 (昭和36年12月3日)	平成9年9月 三洋技建入社 平成10年5月 同社退職 平成14年4月 当社経営戦略室 平成14年6月 当社監査役 平成29年6月 当社監査役退任 平成29年6月 株式会社ニューアート・クレイジー取締役(現任) 平成29年11月 当社内部監査室室長(現任)	10千株	なし

- (注) 1. 吉川秀雄氏は新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者は本日現在、当社内部監査室室長及び子会社である株式会社ニューアート・クレイジーの取締役であります。本総会当日までにいずれも退任する予定であります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記 URL) にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は平成30年6月27日(水曜日)19時00分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

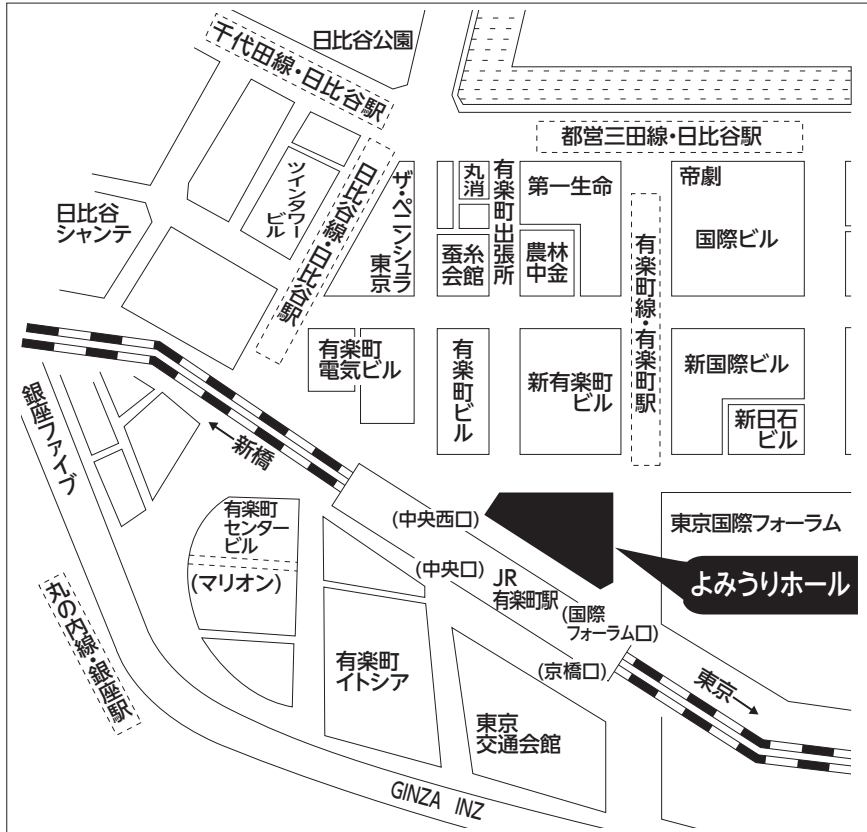
ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区有楽町一丁目11番1号
読売会館7階「よみうりホール」(B2階～6階 ビックカメラ)



- JR 山手線／京浜東北線・有楽町駅 国際フォーラム口よりすぐ
- 地下鉄
 - 東京メトロ 有楽町線・有楽町駅 D4／D6出口
 - 日比谷線・日比谷駅 A2出口より徒歩3分
 - 千代田線・日比谷駅 //
 - 丸の内線・銀座駅 C9出口より徒歩3分
 - 銀座線・銀座駅 //

都営地下鉄 三田線・日比谷駅 D4／D6出口

- * 当ホールには専用駐車場はございません。お車でのご来場にはご注意ください。
- * (B2階～6階 ビックカメラ) ビックカメラ店内のエレベーターより7階会場へお越しください。

第24期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

事業報告の会社の体制および方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

株式会社NEW ART

会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

I. 基本方針

当社は、持続的成長により株主利益および企業価値の最大化に努めることを目標とし、質の高い商品とサービスの提供を通じて社会に貢献していきます。

そのために、業務の適正性を確保する体制を整備し、それを適切に運用することにより、法令および定款などを遵守するとともに、上場企業としての社会的責任、使命を果たします。

II. 内部統制の体制の整備に関する方針

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令、規則およびルールの遵守を定めた「行動規範」や各種社内規程を、社内のグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を行います。

(2) 監査役は、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令および定款などにもとづき、適合しているかを確認します。

(3) 内部監査室は、従業員が、法令、定款および社内規程などにもとづき、適正に職務を遂行しているかどうかを「内部監査規程」にもとづき監査し、その監査結果を代表取締役社長に報告するとともに監査役にも提出します。

(4) 当社は、従業員が、法令、定款および社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、代表取締役社長もしくは常勤監査役に直接情報提供を行うことのできる「ホイッスルライン」を設置し、内部統制システムの強化をはかっています。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理については、「取締役会規程」およびその他の関連規程にもとづき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に行います。

(2) 取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、リスクマネジメントの対象となるリスクおよび会社内における対策、組織、責任、権限などを規定した「経営危機管理規程」にもとづき、未然防止、リスクの解消、事故などの再発防止に努めます。

- (2) 当社の各部門は、あらゆるリスクに対応するため、所管業務に付随するリスクの管理に必要な体制（リスクの発見、情報伝達、対応など）を構築し、その整備・運用を行うとともに、組織横断的なリスク状況の監視および対応体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」および「職務権限明細表」にもとづき、適正かつ効率的に職務を執行します。
- (2) 業務執行の監視・監督範囲を明確化するため、代表取締役社長以外の常勤取締役を原則として取締役本部長とし、担当部署および執行役員との監視・監督ができるようにしています。
- (3) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる「事業計画」を決定し、その進捗状況を適宜チェックします。
- (4) 担当取締役は、目標達成のために権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、定期的な進捗状況を取締役会に報告します。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社に対する適切な経営管理を行います。
- (2) 当社は、グループ会社全体で、コンプライアンス体制を構築するために、当社の「行動規範」の遵守をグループ会社にも徹底します。そのために、グループ会社においても、継続的に周知徹底をはかり、必要に応じて啓蒙教育や研修を行います。
- (3) 当社の監査担当部署は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社の監査を実施し、監査報告書を代表取締役社長へ提出します。なお、問題があるときは、適宜改善を行います。
- (4) グループ会社においても、複合的なリスクに対応するため、業務に付随するリスク管理に必要な体制（リスクの発見、情報伝達、対応など）を構築し、その整備・運用を行います。
- (5) グループ会社の取締役および従業員は、グループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスにかかわる重要な事実を発見したときは、当該会社の代表取締役社長または監査役に報告します。報告を受けた代表取締役社長または監査役は、適切な対応を行える体制を構築します。

6. 監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項

- (1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補助者を

任命します。その際、取締役などからの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るようにしています。

(2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しません。

7. 取締役および従業員が、監査役会に報告をするための体制

- (1) 取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、すみやかに監査役会に報告します。
- (2) 監査役は、必要がある場合には、稟議書その他社内の重要書類、資料などを閲覧できるようにしています。
- (3) 監査役会に報告をしたことを理由として、報告者が不利益な扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な扱いを受けていることが判明した場合は、これを除去するための適切な措置を講じます。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、役職員の監査役監査に対する理解およびその環境の整備に努めます。
- (2) 代表取締役社長は、「監査役会規程」にもとづき、当社の経営上の対処すべき課題、その他監査上の重要課題などについて、監査役と定期的な意見交換を行います。
- (3) 監査役は、必要と認めたときは、特定の事項について、内部監査室およびその他の部署に、監査役監査に対し協力を求められるようにしています。
- (4) 監査役は、定期的に会計監査人と財務および会計に関する事項などの協議・意見交換をするなど、緊密な連携をはかり、その監査業務が実効的に行えるようにしています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社は、「行動規範」や各種社内規程に沿った適正な業務遂行のために、職制による指揮を行い、コンプライアンスを確保するための体制にもとづき、職務執行を行いました。また社内でのグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を実施しました。

- ② 監査役は、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令および定款などに適合しているかを確認しております。
- ③ 内部監査室は、「内部監査規程」にもとづき、各種資料の閲覧、部門責任者からのヒアリング、各事業所への往査を実施し、その監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査役にも提出しております。
- ④ 当社は、従業員が、法令、定款および社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、代表取締役社長もしくは常勤監査役に直接情報提出を行うことのできる「ホイットスライン」を設置しており、その運用を継続しました。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業規模拡大に不可欠な成長投資を優先し、株主利益および企業価値の最大化に努めることを基本方針としております。また、株主還元については、企業価値向上による株価上昇と剰余金の配当等によって総合的に実現してまいります。なお配当等の決定については平成27年6月26日開催の第21期定時株主総会にて定款の変更を行い、取締役会の決議により機動的に実施できるよう配慮しております。また、剰余金の配当等は、純利益だけでなく、内部留保も含めた資本効率を勘案すると同時に将来の事業計画を考慮して決定しております。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社等の数 9社

主要な連結子会社等の名称 株式会社ニューアート・シーマ
Israel Shiraishi, Ltd.
株式会社 ニューアート・ラ・パルレ
株式会社 ニューアート・フィンテック
HONG KONG NEW ART LIMITED
株式会社ニューアート・クレイジー
株式会社ニューアート・コイン
台湾新美股份有限公司
台湾帕蕾拉有限公司

このうち株式会社ニューアート・シーマについては会社分割により子会社となりました。また、株式会社ニューアート・クレイジー、株式会社ニューアート・コイン、HONG KONG NEW ART LIMITED及び台湾新美股份有限公司の4社については重要性が増したことにより、台湾帕蕾拉有限公司は平成30年1月に新たに設立したため、当連結会計年度から連結子会社に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(イ) 主要な非連結子会社の名称

上海东美美容有限公司、新魅（上海）珠宝有限公司

(ロ) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

上海东美美容有限公司、新魅（上海）珠宝有限公司

(2) 持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

会社名 決算日
Israel Shiraiishi., Ltd. 12月31日
株式会社 ニューアート・フィンテック 4月30日

連結子会社のうちIsrael Shiraiishi., Ltd.の計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、当連結会計年度において株式会社ニューアート・フィンテックの決算日を3月31日より4月30日に変更しておりますが、同子会社の計算書類作成にあたっては、3月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日と一致しております。その他の連結子会社等の決算日は3月31日であり、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法
- ② 通常の販売目的で保有するたな卸資産

イ. 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

一部商品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

ハ. 貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～41年

機械及び装置 9～17年

工具、器具及び備品 2～20年

在外連結子会社は所在地国の会計基準にもとづく定額法によっています。

- ② 無形固定資産
定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ④ 長期前払費用
均等償却によっています。
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- (4) 退職給付に係る負債の計上基準
当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しています。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社などの資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5～20年間の定額法により償却を行っております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理としていません。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段 金利スワップ
 - ・ヘッジ対象 借入金
 - ③ ヘッジ方針
市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略します。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度まで独立掲記しておりました投資その他の資産の「長期貸付金」(前連結会計年度3,000千円)は金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しています。

また、前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収消費税」(前連結会計年度963千円)及び流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税」(前連結会計年度24,250千円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「不正事故損失回収益」(前連結会計年度660千円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,685,446千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	332,527,514	—	—	332,527,514
合計	332,527,514	—	—	332,527,514
自己株式				
普通株式	109,710	6,471,812	268	6,581,254
合計	109,710	6,471,812	268	6,581,254

(変動事由の概要)

自己株式の普通株式増加数の内訳は次のとおりです。

取締役会決議による自己株式の買取 6,470,600株
単元未満株式の買取 1,212株

自己株式の普通株式減少数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買増 268株

2. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年 6月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	97	0.3	平成30年 3月31日	平成30年 6月29日

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しています。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。資金運用については短期的な預金などに限定しています。なお、デリバティブについては、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び提携先企業の信用リスクに晒されています。また、外貨預金は、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1～3ヶ月以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、外貨預金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。これ以外の残高は、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資にかかる資金調達と短期的な運転資金を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後3年です。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されていますが、長期の一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手

段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前途の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、営業債権について、得意先毎に債権の発生時期を整理して、売掛金年齢表を作成し残高管理を行っています。また、滞留債権については、営業責任者及び商品責任者は、遅滞なく債権の明細、回収見込、その他の状況について、社長及び関係者に報告し、適切な対応策を協議することにより、得意先の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。また、当社は借入金にかかる支払金利の変動リスクに関しては、長期借入金の一部について、金利スワップ取引を利用しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っております。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、資金管理責任者が常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する的確な施策を講じるとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価などに関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,282,476	1,282,476	—
(2) 受取手形及び売掛金 (注1)	1,557,414		
	△222,557		
小計	1,334,857	1,334,857	—
(3) 未収消費税	146,756	146,756	—
(4) 未収還付法人税	42,914	42,914	—
資産計	2,807,004	2,807,004	—
(1) 支払手形及び買掛金	230,000	230,000	—
(2) 短期借入金	2,828,799	2,828,799	—
(3) 未払金及び未払費用	739,592	739,592	—
(4) 未払消費税	155,553	155,553	—
(5) 未払法人税等	437,796	437,796	—
(6) 長期借入金 (注2)	1,465,844	1,467,107	1,262
(7) リース債務 (注3)	109,449	109,421	△27
負債計	5,967,034	5,968,269	1,235
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しています。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金を含めています。

(注3) 1年内返済予定のリース債務を含めています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収消費税、
(4) 未収還付法人税

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金及び未払費用、
(4) 未払消費税、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (6) 長期借入金、(7) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
敷金及び保証金 (注1)	1,117,287
非上場株式等 (注2)	48,674

(注1) 敷金及び保証金は償還期限の定め無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから当該帳簿価額によっています。

(注2) 非上場株式等は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	20円42銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	0円29銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

① 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

一部商品については総平均法による原価法（貸借対照表については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～41年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。

(3) 長期前払費用

均等償却によっています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しています。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。

5. その他計算書類のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

表示方法の変更に関する注記

1. 貸借対照表

前事業年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社長期立替金」（前事業年度126,129千円）は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

また、前事業年度において流動負債の「未払金」に含めて表示しておりました「関係会社未払金」（前事業年度6,501千円）は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

2. 損益計算書

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」（前事業年度3,000千円）は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 225,494千円

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 関係会社に対する金銭債権債務の額

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の額は次のとおりであります。

短期金銭債権	19,584千円
短期金銭債務	49,092千円
長期金銭債務	42,728千円

3. 保証債務

子会社の(株)ニューアート・ラ・パルレの一部の店舗及び本社において、賃貸借契約及び延払売買契約に関する連帯保証をしております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	14,382千円
仕入高	354,079千円
営業取引以外の取引による取引高	14,612千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	6,581,254株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	5,434千円
その他	9千円
小計	5,443千円
評価性引当額	一千円
合計	5,443千円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	7,121千円
減損損失	2,511千円
貸倒引当金	25,424千円
関係会社株式評価損	11,124千円
その他	65千円
小計	46,246千円
評価性引当額	△43,159千円
合計	3,086千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
(注3)	エクセルコN.V.	ベルギー	—	宝飾品製造・販売	—	商品の仕入先	ダイヤモンドの仕入(注2)(注3)	210,582	買掛金	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	Whitestone Gallery Company Ltd. (注4)	香港	—	美術品販売	—	商品の販売先	商品の販売(注2)	57,066	売掛金	2,850
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ホワイトストーン (注4)	東京都中央区	—	美術品販売	—	商品の販売先	商品の販売(注2)	15,499	売掛金	—
役員	高井 章光	—	—	弁護士	—	当社監査役	弁護士の報酬の支払(注5)	11,590	未払金	—

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税は含まず、期末残高には消費税が含まれております。
 2. 取引条件は一般の取引条件によっております。
 3. 子会社役員ジャン・ポール・トルコウスキーが第三者(エクセルコN.V.)の代表者として行った取引であります。
 4. 当社役員が自己の計算において議決権の過半数を所有しております。
 5. 弁護士報酬については当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件としております。

2. 関係会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ニューアート・シマ	東京都中央区	100百万円	プライダグジュアリー製造・販売	直接100%	役員の兼任 経費の未払	売上代金の 一時的 預り等 (注1)	—	関係会社 預り金	359,354
子会社	Israel Shiraishi, Ltd.	イスラエル テルアビブ	1,000 イスラエル シケル	ダイヤモンド 仕入・販売	間接 100%	商品の仕入 資金の貸付	資金の付 貸 (注2)	214,779	関係会社 短期貸付金	6,280
							貸付金の 回収 (注3)	208,634		
							ダイヤモンド の仕入 (注4)	112,025	買掛金	—
子会社	株式会社ニューアート・パラレ	東京都 中央区	90百万円	エステ事業	直接 100%	役員の兼任 資金の貸付 業務受託	資金の付 貸 (注2)	225,000	関係会社 短期貸付金	77,437
							貸付金の 回収	105,000	関係会社 長期貸付金	167,563
子会社	株式会社ニューアート・フイテック	東京都 中央区	2,052 百万円	美術品・ 販売 金融事業	直接 100%	役員の兼任 経費の立替 仕入代金の 立替	経費の替 立 (注5)	43,574	関係会社 立替金	1,228
							仕入代金の 立替 (注5)	2,070,266		
							立替金の 回収	712,469		
							債権の 株式 化	1,401,370		
							増引 (注6)	3,985,157	—	—
子会社	HONG KONG NEW ART LIMITED	香港	2百万 香港ドル	子会社 社理 管	直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の付 貸 (注2)	215,070	関係会社 長期貸付金	345,270

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ニューアート・クレイジー	東京都中央区	11百万円	ゴルフ用品製造及び販売	直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の付 貸(注2)	—	関係会社 短期貸付金	40,000
							貸付金の 回収	18,398	関係会社 長期貸付金	284,901
子会社	株式会社ニューアート・コイン	東京都中央区	10百万円	IT関連事業	直接50%	役員の兼任 資金の貸付	資金の付 貸(注2)	268,540	関係会社 短期貸付金	10,540
									関係会社 長期貸付金	258,000
子会社	台湾新美股份有限公司	台湾	28百万 台湾ドル	ブライダル ジュエリー等 の販売	間接 100%	役員の兼任 経費の立替	経費の替 立(注5)	566,300	関係会社 長期立替金	546,101

- (注) 1. 売上代金の一時預り等については、主に売上代金の入金が頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
2. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 資金の回収については仕入に係る買掛金との相殺により決済しております。
4. ダイヤモンドの仕入に関する取引は一般的取引条件により、規程の範囲で決定されます。
5. 経費の立替、仕入代金の立替については、家賃等の経費及び絵画購入代金の一部です。回収条件について具体的な定めはありませんが、回収は行われております。
6. 株式会社ニューアート・フィンテックに対する増資の引受は、債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ)及び商品の現物出資によるものであります。
7. 株式会社ニューアート・コインへの貸付金に対して、当事業年度において80,000千円の貸倒引当金を計上しております。

1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 21円52銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 0円99銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。